

## 前払金に関する特約条項に対する特殊条項

甲及び乙は、前払金に関する特約条項の適用に関し、次の特殊条項を定める。

(特約条項の適用)

**第 1 条** 前払金に関する特約条項は、前金払を適用することについて、甲乙協議が整った場合に限り適用する。

(前払金の総額等の決定)

**第 2 条** 第1条に定める甲乙協議が整った場合は、前払金に関する特約条項第2条に示す前払金の総額等を甲乙の協議により決定する。